

第2次みやま市総合計画後期基本計画策定支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

第2次みやま市総合計画後期基本計画策定支援業務

2. 業務の目的

市政運営の総合的指針となる第2次みやま市総合計画（令和元年度～令和10年度）の前期基本計画の計画期間が令和5年度で終了を迎えることに伴い、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とする第2次みやま市総合計画後期基本計画（以下、「後期基本計画」という。）を策定する。

策定にあたっては、前期基本計画の検証結果をふまえつつ、行政のデジタル化やワンヘルスの推進、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化や本市の抱える課題を踏まえた実効性の高い内容にする必要がある。

そこで、業務全般に関して豊富な経験と高い専門性を有する事業者計画策定支援業務を委託するものである。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

4. 業務委託内容

計画の策定作業を効率的に進めるため概ね次の業務を行うものとする。

なお、業務内容は次期計画に必要と思われる事項を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案又はみやま市総合計画審議会もしくはみやま市総合計画策定推進委員会等の結果により、内容の変更又は追加を求める場合がある。

(1) 計画準備

本業務の目的を十分に把握し、合理的かつ能率的な工程別の作業実施計画を立案するものとする。また、本業務の遂行に必要な事項について発注者と調整を図り、適切な作業実施計画を作成する。

(2) 基礎調査業務

① 社会環境等の整理・分析・把握作業

本市の現状を把握・整理するとともに、本市の基礎的データを収集・整理し、類似・近隣自治体との比較や、本市を取り巻く社会経済状況の整理・分析を行う。また、これらを通じて本市の強み・弱みを整理し、報告書として取りまとめる。

② アンケート調査

本市が実施している市民意向調査の分析、報告書作成、次期計画への反映等を行う。

【アンケート調査の概要】

実施期間：令和5年5月～令和5年6月

対象者：2,000人、設問項目数：55問、回収：4割程度

※アンケート回収後、市が入力したエクセルデータを提供する。

(3) 前期基本計画の総括

前期基本計画の達成状況や課題等を明らかにし、本市施策の方向性を分析する。

(4) 後期基本計画の策定支援

上記(2)の基礎調査の分析結果、前期基本計画の検証結果等をふまえながら、後期基本計画の素案作成などの作成支援を行う。また素案作成にあたっては、全国の各自治体の先進的な取組みの情報提供・提案や新たな成果指標の提案を行う。また、パブリックコメントの実施支援を行い、結果を計画案に反映させる。

(5) 市民意見を総合計画に反映するための企画・実施

提案内容に沿った運営全般や報告書の作成を行う。また、計画への反映手法の助言を行う。

(6) 各種会議等の運営支援業務

総合計画を策定する上での検討の場の企画・立案、事前打合せ、資料作成等の準備を行い、運営サポート、情報提供、助言、意見の整理等を主体的に行い計画に反映させる。また、協議内容については事務局と十分協議し、その内容をとりまとめる。その後、速やかに議事録を提出する。会議によっては、議題及び効果的な運営方法等について事務局と別途協議により適宜進めるものとする。

なお審議会及び委員会はそれぞれ4回程度を想定している。ただし、開催回数は変更となる場合がある。

(7) 計画書のデザイン編集

本市の最上位計画に相応しい計画書とするために、品格があり、且つ、デザイン性の高い冊子として編集する。尚、誌面に関しても、見やすくわかりやすい構成を企画し、グラフやイラストを多用し、市民にも分かりやすく親しみのもてる計画書として仕上げること。

5. 成果品

想定する成果品は、以下の通りとする。

- ① アンケート調査結果報告書（簡易製本1部、データファイル）
- ② 総合計画書冊子（電子データファイル）
- ③ 総合計画概要版（電子データファイル）
- ④ その他関係資料、電子データ一式

成果品の納期は、令和6年3月29日とし、みやま市企画振興課へ納入する。

6. その他

- (1) 業務の受託者は、契約の履行にあたって業務の目的を十分に理解した上で、最高の技量を発揮するよう努めなければならない。
- (2) 受託者は、業務を履行し得るに十分な体制、人物、物的条件を整えるとともに、この仕様書のほか、みやま市との協議に基づき、誠実にこれを履行しなければならない。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令などを遵守しなければならない。
- (4) 受託者は、業務に関してみやま市から開示された資料・情報及び業務履行を通して知り得た資料・情報を、みやま市の書面による同意がある場合のほか第三者に開示し、また漏洩してはならない。
- (5) 業務履行にあたっては、みやま市の担当職員と十分協議を行うとともに、その進捗状況にあわせて定期的に打合せを行うものとする。
- (6) 業務履行にあたり疑義が生じた事項やこの仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。